**審査基準（景観重要道路に係る占用許可関係）**

**１．対象路線**

**（１）旧城下町地区（歴史の小径整備路線の一部）**

裁判所前（中央一丁目４号線・６号線）、琴平通り、大徳脇（中央一丁目８号線）、

天神通り（中央一丁目１０号線）、内西通り（中央一丁目５号線、大手１号線の一部）、

博物館脇（中央一丁目２号線）、本妙寺脇（中央一丁目３号線）、中城通り（中央一丁目７号線）、

たまき通り（大手１号線の一部・２号線）

**（２）土浦駅前通り**

国道１２５号線　中央一丁目３－４５地先～大和町３０４１－２５地先　及び

県道土浦停車場線

**２．審査基準**

**（１）審査対象物件**

審査の対象は工作物等の新設に係る占用の申請とするが、更新の申請であっても本基準に則った変更を行ってもらうよう、要請を行うこととする。

　　　　　　ただし、以下のものについては、適用除外とする。

・占用期間が6ヶ月未満もの

・仮設のもの

・地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの

・事故や災害の応急復旧等、安全上・緊急上やむを得ないもの

・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの

**（２）許可基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　項 | 内　　容 | 審査 |
| １．基本的準拠事項 | 景観計画区域内にある道路のうち、良好な景観の形成に特に重要なものについては、景観法第８条第２項第４号のロ及びハに基づき景観重要道路と位置づけ、国、県等の道路管理者等との連携を図りながら、良好な景観形成に向けた整備に取組む。  道路の整備だけではなく、道路の占用についても景観に配慮したものとする必要があることから、占用の許可に当たっては、道路法又は関係規則等により審査を行うとともに、本基準に則ったものとなるよう、十分に協議を行うこと。 |  |
| ２．位置 | 沿道の建築物の利用方法や町並み、これまでの地区の景観的な取り組みなどと整合し、街角やアイストップ（見通し）、その他景観形成上重要な位置に設置しないこと。また、標識やサイン等の認知を妨げない位置とすること。 |  |
| ３．形態及び意匠 | 沿道の建築物とのバランスの取れたものとすること。 |  |
| ４．色彩 | 道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサイン等と調和し、できる限り１色に統一するとともに、機能上支障がある場合を除き、色彩は原則として**ダークブラウン（こげ茶：10YR2.0/1.0等）**茶系を基本とすること。  ただし、ダークブラウンなど茶系を採用することで通りの良好な景観形成や、通りの安全上影響を及ぼすと認める場合、さらに計画やガイドライン等で統一されたデザインや色彩が決まっているものについては、土浦市役所都市計画課と協議の上、他の色彩を採用することができる。  また、色彩の計画値等がない場合はできる限り下記の色彩を採用することとする。  ・グレーベージュ（薄灰茶色：10YR6.0/1.0）  ・ダークグレー（濃灰色：10YR3.0/0.2） |  |